

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

【告示】

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 都市計画事業の認可

○ 都市計画事業の事業計画の変更認可

【公告】

○ 一般競争入札の実施

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

○ 基本測量の実施

○ 公共測量の実施

○ 公共測量の終了

○ 〃

○ 〃

○ 〃

【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(県例規集登載)

道路整備課

〃

都市計画課

〃

危機管理課

耕地課

〃

監理課

〃

〃

〃

〃

〃

地域課

令和8年3月13日 岡山県公報 第12785号

◎岡山県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 総社足守線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
総社市久米字八ノ坪三〇七番一地先から 総社市久米字七ノ坪二七七番五地先まで		新	一一・八〇 一六・二〇	一〇〇・四〇
総社市久米字八ノ坪三〇七番一地先から 総社市久米字七ノ坪二七七番五地先まで		旧	一一・八〇 一五・九〇	一〇〇・四〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 豊久田平線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
勝田郡勝央町平字宮ノ前八二九番一地先 から 勝田郡勝央町平字宮ノ前八二三番一地先 まで		新	三・五〇 一四・〇〇	五〇・〇〇
勝田郡勝央町平字宮ノ前八二九番一地先 から 勝田郡勝央町平字宮ノ前八二三番一地先 まで		旧	三・五〇 一〇・〇〇	五〇・〇〇

◎岡山県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	総社足守線	総社市黒尾字木曾橋一三八番三地先から 総社市久米字六ノ坪一六九番一地先まで	令和八年三月十三日
県道	六条院東里庄線	浅口郡里庄町大字新庄字金堂三七六五番一地 先から 浅口郡里庄町大字新庄字干瓜四五〇四番一地 先まで	

◎岡山県告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	施行者の 名称
新見都市計画道路事 業 三・五・十 金谷新線	事業の種類及び名称
令和八年三月十三日か ら 令和十六年三月三十一 日まで	事業施行期間
収用の部分 なし 使用の部分 岡山県新見市正田及 び岡山県新見市金谷地 内	事業地

◎岡山県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十九年九月八日付け岡山県告示第四百五十六号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	施行者の名称	事業の種類及び名称	事業の施行期間	事業地
	岡山県南広域都市計画道路事業 三・四・倉四百一 矢柄西田線	平成二十六年三月十八日 から 令和十八年三月三十一日 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	

〔九四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業震度情報システム整備業務
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書等による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する役務の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第32号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「7 機械設備等保守点検（情報・通信サービスを除く）」であり、小分類「5 設備（建物等の保守管理以外）」の登録があり、格付区分がAであるものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

令和8年3月13日 岡山県公報 第12785号

- (1) 申請先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226-7538
- (2) 申請期限
令和8年3月24日 (火) 正午
- 4 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県危機管理課防災通信班
電話 (086) 226-7294
FAX (086) 225-4559
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和8年3月13日 (金) から同月30日 (月) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) の午前9時から午後4時まで
イ 交付方法
岡山県危機管理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>) からダウンロードすること。ただし、仕様書については(1)の場所にて交付する。なお、送付による交付を希望する場合は、(1)の問い合わせ先に問い合わせること。
- (3) 入札書の提出方法
入札書の提出は、持参又は郵送等 (配達証明付きの書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。) によるものとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和8年4月23日 (木) 午前11時30分
ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年4月22日 (水) 午後4時を受領期限とする。
イ 場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階用度課入札室
ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。
ウ その他
持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。
- 5 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札 (条件付) 参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を令和8年3月30日 (月) 午後4時まで、4(1)の場所へ提出 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- 6 その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Okayama Prefecture Advanced Disaster Prevention Information Network
Development Project Seismic Intensity Information Systems Development and
Maintenance
- (2) Contract period :
From the contract start date through 31 March, 2028
- (3) Time limit for tender :
Tenders submitted in person: 11:30 A.M. 23 April, 2026
Tenders submitted via post: by 4:00 P.M. 22 April, 2026
- (4) Contact point for the notice :
Okayama Prefecture Crisis Management Division,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL: (086) 226-7294

令和8年3月13日 岡山県公報 第12785号

〔九五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		退任役員		就任役員		住所		理事別	
勝央北部土地改良区				氏名	氏名	氏名	氏名	住	所	事	別
		丸尾 明美	丸尾 明美	勝田郡勝央町美野八四七		理事					
		竹久 誠治	竹久 誠治	〃 〃 一四九五		理事					
		檜尾 肇	檜尾 肇	〃 〃 二〇二四		理事					
		田中 敏二		〃 〃 田井一五三		理事					
		山田 淳二	山田 淳二	〃 〃 七六九		理事					
		山本 雅之	山本 雅之	〃 〃 豊久田二八三二―二		理事					
		佐桑 實	佐桑 實	〃 〃 二二三五		理事					
		小林 茂	小林 茂	〃 〃 曾井五二一		理事					
		小林 修	小林 修	〃 〃 八六三一―		理事					
		竹久 愛典	竹久 愛典	〃 〃 植月東九六六		理事					
		竹久 美好		〃 〃 五三一		理事					
		神田 宣生	神田 宣生	〃 〃 八五〇		理事					
		青木 茂	青木 茂	〃 〃 石生一七〇		理事					
		山下 貫一	山下 貫一	〃 〃 一二二一		理事					
		神庭 真	神庭 真	〃 〃 五三三		理事					
		竹内 司		〃 〃 下町川二二〇		理事					
		広幡 輝夫	広幡 輝夫	〃 〃 七八七		理事					
		菅田 永	菅田 永	〃 〃 奈義町上町川一二六八―六		理事					
		絹田 章博	絹田 章博	〃 〃 中島西七九四		理事					
		山田 周二	山田 周二	〃 〃 勝央町植月中七八七		理事					
		植月潤一郎	植月潤一郎	〃 〃 〃 一四〇―一		理事					
		竹久 達夫		〃 〃 植月東五五一		理事					
		檜尾 武夫		〃 〃 美野一四八		理事					
		木村 秀恒	木村 秀恒	〃 〃 石生一六三三		理事					
				〃 〃 植月東二三六八―四五		理事					
				〃 〃 〃 五三四		理事					
						監事					

〔九六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県内全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正）	測量の種類
令和八年四月一日から令和 九年三月三十一日まで	測量期間

〔九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市西方地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年三月五日から同年七月三十一日まで	測量期間

〔九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区一宮山 崎及び今岡地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年九月二十五日から 令和八年五月二十九日まで	測量期間

〔九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市用之江地内	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和八年二月十七日	終了年月日

令和8年3月13日 岡山県公報 第12785号

〔一〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市南区彦崎、宗津、川張、倉敷市串田、福江及び玉野市用吉地内
測量の種類	公共測量（水準測量）
終了年月日	令和八年二月二十五日

〔二〇一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美咲町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町全域	測量区域
公共測量（空中写真撮影、写真地図作成及び数値地形図作成）	測量の種類
令和八年二月二十四日	終了年月日

◎岡山県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月十三日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第四号の表福島交番の項の次に次のように加える。

浦安交番	岡山市南区浦安南町四九五番地 四六〇	岡山市南区のうち浦安本町、浦安西町、浦安南町
------	-----------------------	------------------------

第四号の表浦安駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和八年三月二十五日から施行する。